

# 結婚新生活支援事業

## 事業背景

- 「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされている。
- 「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、「実効性のある少子化対策を進めるため、住民に身近な存在である地方公共団体が、地域の実情に応じ、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援する」こととしている。
- このことから、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方公共団体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助する。

## 令和3年度事業概要

### 一般コース

- **補助対象** : 婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用
- **対象世帯** : 夫婦共に婚姻日における年齢が**39歳以下**かつ**世帯所得400万円未満(世帯年収約540万円未満に相当)**の新規に婚姻した世帯
- **補助上限額** : 1世帯当たり30万円※結婚祝い金（現金）や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外
- **補助率** : 1/2

### 都道府県主導型市町村連携コース

総合的な結婚支援に取り組む都道府県が主導し、自治体間連携の促進により本事業を実施する市区町村の割合を面的に拡大する取組を、モデル事業として重点的に支援。（補助対象、対象世帯は上記一般コースと同じ。令和3年4月1日現在 12都道府県、142市区町村実施予定）

- **補助上限額** : **夫婦ともに29歳以下：60万円、左記以外：30万円**（いずれも1世帯当たり）
- **補助率** : **2/3**
- **実施要件** : ①都道府県が中心となり、**本事業を実施する市区町村を面的に拡大する計画を提案**、内閣府において**審査・採択**。  
②事業拡大方策及び今後の地域の取組推進に係る連携方策等を議論するための**協議会等を設置**。  
③総合的な結婚支援の観点から、都道府県においては、**結婚支援に関する取組を実施**すること。  
※結婚支援に関する取組例：結婚支援センターの設置・運営、出会いの機会・場の提供、結婚支援ボランティアの育成等(単費によるものを含む)  
④新生活の円滑なスタートアップを支援するため、受給者に対し、自治体を実施する**家事育児参画促進講座など、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取組(セミナー等)への参加等を義務付け**。  
※市区町村が実施する結婚新生活支援事業に係る経費に加え、自治体(都道府県・市区町村)が実施するセミナー等の開催経費も補助率を高上げて支援  
⑤事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府としてフォローアップを実施。

※地方自治体により、事業名称や対象世帯、補助上限等の内容が異なる場合あり。